

山梨県公報

第二千二十五号

平成二十二年

三月十一日

木曜日

山梨県知事 横内正明

目次

字の区域の変更	一五三
換地計画の決定	一五三
道路の区域変更(二件)	一五四
道路の供用開始(三件)	一五四
河川区域の指定の一部改正(四件)	一五五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一五五
建築基準法に基づく道路位置指定	一五八
公 告	
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	一五八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)	一五八
開発行為に関する工事の完了について	一六〇
土地区画整理組合の解散認可	一六〇
人事委員会	
山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	一六一
平成二十二年山梨県警察官採用試験の採用予定人員	一六八
第七十五回(平成二十二年度)山梨県警察官A採用試験の実施について	一七〇

告 示

山梨県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、身延町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二十二年三月十一日

変更前の字の区域

変更後の字の区域

身延町大字和田字神崎原一七四六の二の

身延町大字和田字大名

一部、一七七二の一、一七七二の三、一

七七三の一の一部、一七七三の三の一部

、一七七七の一の一部、一七七七の二の

一部、一七七八の一の一部、一七七八の

二、一七七九の一の一部、一七七九の二

、一七八〇の一の一部、一七八〇の二の

一部、一七八四の一の一部、一七八四の

二の一部、一七八五の一の一部、一七八

五の二の一部、一七八七の一の一部、一

七八七の二の一部、一七八八の一の一部

、一七八九の一の一部、一七八九の三及

びこれらの区域に隣接介在する道路、水

路である町有地の全部

山梨県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業玉宮地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年三月十二日から同年四月九日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十二年四月十日から同年四月二十四日まで

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
西八代都市川三郷町下大鳥居字湯岡六五番の三地先から 西八代都市川三郷町下大鳥居字前畑六二番の一地先まで	七・〇〇 一〇・〇〇	九・〇〇 一〇・〇〇	一〇三・〇〇 一〇三・〇〇

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷富士川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	

道路の種類	路線名	区 間	旧新の別		延長 (メートル)	供用開始の 期日
			旧	新		
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡身延町大字下山五豆澤二五番地先から 南巨摩郡身延町大字下山早川右岸堤防敷地地先まで	七六・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	平成二十二年三月十五日

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	旧新の別		延長 (メートル)	供用開始の 期日
			旧	新		
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡身延町大字下山五豆澤二五番地先から 南巨摩郡身延町大字下山早川右岸堤防敷地地先まで	七六・〇〇	七六・〇〇	七六・〇〇	平成二十二年三月十五日

山梨県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区 間	旧新の別		延長 (メートル)	供用開始の 期日
			旧	新		

県道	甲府市川三郷線	甲府市国母五丁目一七二番の 一地先から 甲府市国母五丁目一七二番地 先まで	四三・〇	平成二十二年三月十一日
----	---------	--	------	-------------

山梨県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷富土川線	西八代郡市川三郷町下大鳥居字湯岡六五番の三地先から 西八代郡市川三郷町下大鳥居字前畑六二番の一地先まで	一〇三・〇	平成二十二年三月十九日

山梨県告示第八十一号

一級河川万沢川に係る河川区域の指定（昭和五十年山梨県告示第二百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

第一号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所身延管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十二号

一級河川福土川に係る河川区域の指定（昭和四十七年山梨県告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

第一号図から第四号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所身延管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十三号

一級河川戸栗川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

第一号図から第三号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所身延管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十四号

一級河川船山川に係る河川区域の指定（昭和五十年山梨県告示第二百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

第一号図から第二号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所身延管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

																丹波山村	市町村名
小袖 2	小袖 1	保之瀬 2	保之瀬 1	夏地	押垣外	押垣外の2	高尾の2 2	高尾の2 1	高尾	中宿 4	中宿 3	中宿 2	中宿 1	奥秋の4	奥秋の3	奥秋・奥秋の2	土砂災害警戒 区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
																次の図のとおり (図面省略)	土砂災害警戒区域の表示

保之瀬	下組	高尾	下宿 3	下宿 2	下宿 1	鴨沢 2	鴨沢 1	諸畑	所畑 4	所畑 3	所畑 2	所畑 1	杉奈久保の2	杉奈久保 4	杉奈久保 3	杉奈久保 2	杉奈久保 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

丹波山村						市町村名
中宿 4	中宿 3	中宿 1	奥秋の 4	奥秋の 3	奥秋・奥秋の 2	土砂災害特別警戒 区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
次の図のとおり						土砂災害特別警戒区域の表 示及び当該自然現象により 建築物に作用すると想定さ れる衝撃に関する事項

天平沢	倉沢 2	倉沢 1	上岡沢	貝沢川	鴨沢	坂本	親川 2	親川 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

所畑 4	所畑 3	所畑 2	所畑 1	杉奈久保の 2	杉奈久保 4	杉奈久保 3	杉奈久保 2	杉奈久保 1	小袖 2	小袖 1	保之瀬 2	保之瀬 1	夏地	押垣外	押垣外の 2	高尾の 2	高尾の 2	高尾の 1	高尾
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

諸畑	鴨沢 1	鴨沢 2	下宿 1	下宿 2	下宿 3	高尾	下組	保之瀬	親川 1	親川 2	坂本	鴨沢	貝沢川	倉沢 1	倉沢 2	天平沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

公 告

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町小石和字神明五四七番四
- 二 道路の幅員
最大四・五〇メートル 最小四・四四メートル
- 三 道路の延長
三三・〇九メートル

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により昭和町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年四月十一日まで縦覧に供する。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 スーパーセンタートライアル甲府昭和店
 - 2 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条千百二十五番地外
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 変更
 - 2 公告日 平成二十一年十月二十九日
- 三 意見の概要
 - 1 照明による影響（光害）への配慮

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 協栄エンジニアリング株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市中曽根三丁目十番八号
 - 3 代表者の氏名 武川富子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六三九三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年一月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年三月十一日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社渡辺建設
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町城古寺三百五十八番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺泰明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第一〇五九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年三月十一日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山梨県知事 横 内 正 明

- 1 商号 株式会社河津組開発興業
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千七百九十六番地
- 3 代表者の氏名 梶原亥之雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九一〇六号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年三月十一日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社中山管工
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市新田町十一番四十号
 - 3 代表者の氏名 中山高嘉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二六〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年三月十一日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 菊島設備株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市大草町若尾九百七十番地
 - 3 代表者の氏名 菊島優
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第三四九号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 山坂建築
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町日野六百十三番地
 - 3 代表者の氏名 山坂一昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第六二九〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士島建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市富士見三丁目七番二十九号
 - 3 代表者の氏名 井上勲
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一〇七五号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社中村電気
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町南下条四百八十二番地
 - 3 代表者の氏名 中村多加志
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第二六〇四号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
笛吹市石和町唐柏字下河原一〇三八の一、一〇三九の一、一〇四〇、一〇四一、一〇四二の一、一〇四三の一、一〇四四、一〇四五、一〇四六の一、一〇四七の一、一〇四八、一〇四九、一〇五〇の一、一〇五一、一〇五四及び一〇七〇の一並びに字清水一六一六の一及び道の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町二百三十一番地 株式会社マルハン 代表取締役 韓裕

● 土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、次

のとおり土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十二年三月十一日

山梨県知事 横内正明

一 組合の名称

富士吉田市新西原四丁目土地区画整理組合

二 事務所の所在地

富士吉田市下吉田七百四十六番地

三 解散認可の年月日

平成二十二年三月十一日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第八号

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「校長」の下に「、副校長」を加え、同条第三号中「教頭」の下に「、主幹教諭」を加える。

第二十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の職務の級二級から特二級に在級させることなく三級に職員を昇格させた場合には、当該三級を二級の一級上位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。

第二十三条第五項を削る。

別表第一第三号の表二級の項の次に次のように加える。

特二級	主幹教諭の職務
-----	---------

別表第二第二号の表中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

別表第二第三号の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

三 教育職給料表(三)級別資格基準表

職種	校長		教頭		主幹教諭		教諭、養護教諭及び 栄養教諭
	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	
職級の 免許等	大学卒		短大卒		短大卒		大学卒
	一級	二級	一級	二級	一級	二級	特二級
	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	七	十	

別表第四の二八の表を次のように改める。

講師、助教諭及び養護助教諭			
高校卒	短大卒	大学卒	短大卒
0	0	0	
別に定める	別に定める	別に定める	0

ハ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	特 2 級	3 級		4 級
			2 級からの昇 格の場合	特 2 級からの 昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	2	1	30	1
39	31	3	1	31	1
40	32	4	1	32	1
41	33	5	1	33	1
42	34	6	1	34	1
43	35	7	1	35	1
44	36	8	1	36	1
45	37	9	1	37	1
46	38	10	1	38	1
47	39	11	1	39	1
48	40	12	1	40	1

49	41	13	1	41	1
50	41	14	2	42	1
51	42	15	3	43	1
52	42	16	4	44	1
53	43	17	5	45	1
54	43	18	6	46	1
55	44	19	7	47	1
56	44	20	8	48	1
57	45	21	9	49	1
58	46	22	10	50	2
59	47	23	11	51	3
60	48	24	12	52	4
61	49	25	13	53	5
62	49	26	14	54	6
63	50	27	15	55	7
64	50	28	16	56	8
65	51	29	17	57	9
66	51	30	18	58	10
67	52	31	19	59	11
68	52	32	20	60	12
69	53	33	21	61	13
70	53	34	22	62	14
71	54	35	23	63	15
72	54	36	24	64	16
73	55	37	25	65	17
74	55	38	26	66	18
75	56	39	27	67	19
76	56	40	28	68	20
77	57	41	29	69	21
78	57	42	30	70	22
79	58	43	31	71	23
80	58	44	32	72	24
81	59	45	33	73	25
82	59	46	34	73	25
83	60	47	35	74	26
84	60	48	36	74	26
85	61	49	37	75	27
86	61	50	38	75	27
87	61	51	39	76	28
88	62	52	40	76	28
89	62	53	41	77	29
90	62	54	42	78	29
91	63	55	43	79	30
92	63	56	44	80	30
93	63	57	45	81	31
94	64	58	46	81	
95	64	59	47	82	
96	64	60	48	82	
97	65	61	49	83	
98	65	62	50	83	
99	65	63	51	84	
100	65	64	52	84	

101	66	65	53	85	
102	66	66	54	86	
103	66	67	55	87	
104	66	68	56	88	
105	67	69	57	89	
106	67	70	58	90	
107	67	71	59	91	
108	67	72	60	92	
109	68	73	61	93	
110	68	74	61		
111	68	75	62		
112	68	76	62		
113	69	77	63		
114	69	77	63		
115	69	78	64		
116	69	78	64		
117	70	79	65		
118	70	79	66		
119	70	80	67		
120	70	80	68		
121	71	81	69		
122	71	82	69		
123	71	83	70		
124	71	84	70		
125	72	85	71		
126		86	71		
127		87	72		
128		88	72		
129		89	73		
130		89	73		
131		90	74		
132		90	74		
133		91	75		
134		91	75		
135		92	76		
136		92	76		
137		93	77		
138		94	77		
139		95	78		
140		96	78		
141		97	79		
142		98	79		
143		99	80		
144		100	80		
145		101	81		
146		101	81		
147		102	82		
148		102	82		
149		103	83		

別表第六特別支援学校の項中「校長」の下に「副校長」を加える。

別表第七八の表中

2 級	10,900円
-----	---------

を

2 級	10,900円
第2級	11,200円

に改める。

別表第七の二教育委員会の部特別支援学校の項中
高等学校
小学校
中学校

副校長	七種
教頭	八種（人事委員会 める者にあつては七

に改める。

別に定 種)	を	副校長（高等学校 又は特別支援学校 に勤務する者） 教頭	八種（人事委 員会が別に定 める者にあつ ては七種）
-----------	---	---------------------------------------	-------------------------------------

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第二条 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「教頭」の下に「主幹教諭」を加える。

第三十条第一項中「勤務する」の下に「主幹教諭」を加える。

（期末手当及び勤務手当に関する規則の一部改正）

第二条 期末手当及び勤務手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(三)の項中「三級」を「三級及び特二級」に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第四条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(三)の適用を受ける者(第四条関係)

職員の区分	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級	
	号給							
再任用職員及び任付職員以外 の職員	1	～ 4	2,900円	3,100円	5,000円	6,200円	9,900円	
	5	～ 8	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100	
	9	～ 12	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400	
	13	～ 16	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600	
	17	～ 20	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800	
	21	～ 24	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000	
	25	～ 28	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200	
	29	～ 32	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300	
	33	～ 36	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500	
		37		4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
		38	～ 40	4,300	4,800	7,800	8,600	
		41	～ 44	4,500	5,100	8,000	8,700	
		45	～ 48	4,600	5,400	8,200	9,000	
		49	～ 52	4,800	5,600	8,400	9,200	
		53	～ 56	4,900	6,000	8,600	9,400	
		57	～ 60	5,100	6,300	8,800	9,700	
		61	～ 64	5,300	6,500	9,000	9,900	
		65	～ 68	5,400	6,900	9,300	10,100	
		69	～ 72	5,600	7,200	9,400	10,200	
		73	～ 76	5,700	7,500	9,600	10,400	
		77	～ 80	5,900	7,700	9,800	10,600	
		81	～ 84	6,000	7,900	10,000	10,700	
		85	～ 88	6,100	8,100	10,100	10,800	
		89	～ 92	6,300	8,300	10,200	10,900	
			93	6,400	8,500	10,300	11,100	
		94	～ 96	6,400	8,500	10,300		
		97	～ 100	6,500	8,700	10,500		
		101	～ 104	6,600	8,900	10,500		
		105	～ 108	6,700	9,100	10,600		
			109	6,700	9,300	10,700		
	110	～ 112	6,700	9,300				
	113	～ 116	6,800	9,400				
	117	～ 120	6,900	9,600				
	121	～ 124	6,900	9,700				
		125	7,000	9,800				
	126	～ 128		9,800				
	129	～ 132		10,000				
	133	～ 136		10,100				
	137	～ 140		10,200				
	141	～ 144		10,200				
	145	～ 148		10,300				
		149		10,400				
再任用職員			4,600	5,600	6,500	7,400	9,400	
任期付職員							3,600	

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第五条 山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表口の表第五号区分の項第九号中「三級」を「特二級又は三級」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後において教育職給料表(三)の職務の級特二級から三級に職員を昇格させる場合において、その者を昇格させる日に、この規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)(第二十三条第一項の規定によりその者が受けることとなる昇格後の号給が、その者が教育職給料表(三)の職務の級二級から特二級に昇格した日に教育職給料表(三)の職務の級二級から三級に昇格し引き続き三級に在級していたものとみなして新規則の規定を適用した場合に当該昇格させる日の前日に受けることとなる号給(以下「基準号給」という。)を超えるときは、当分の間、新規則第二十三条第一項の規定にかかわらず、基準号給をもってその者の職務の級三級昇格後の号給とする。

3 教育職給料表(三)の職務の級特二級から三級に職員を昇格させる場合における号給の決定について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を決定することができる。

● 平成二十二年山梨県警察官採用試験の採用予定人員について

平成二十二年山梨県警察官採用試験の採用予定人員を次のとおりとする。

平成二十二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成22年度山梨県警察官採用試験採用予定人員

試験の区分		試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格発表日
警察官採用試験A	第1回	男性	40名	3月18日(木)	3月24日(水) ~ 4月23日(金)	5月9日(日)	7月23日(金)
		女性	2名				
	第2回	男性	10名	7月9日(金)	7月21日(水) ~ 8月20日(金)	9月19日(日)	12月3日(金)
		男性 /武道指導	2名				
		女性	2名				
警察官採用試験B	男性	19名					
	女性	2名					

※ 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がある。

※ 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は県のホームページ又は各試験案内で確認すること。

● 第七十五回(平成二十二年度)山梨県警察官A採用試験の実施について
第七十五回(平成二十二年度)山梨県警察官A採用試験を次のとおり実施する。
平成二十二年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種		採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	40名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。
	女性	2名程度	

2 受験資格

(1) 受験できる者の年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種		年齢及び性別	学歴	勤務開始日
警察官 A	男性	昭和55年4月2日以後に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成23年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	原則として、平成23年4月1日既卒者で、勤務可能な者は、平成22年10月1日に採用する場合もある。
	女性	昭和55年4月2日以後に生まれた女性		

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込の者
- ・ 大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込の者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込の者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者（次のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間等

- (1) 試験案内配布開始日 平成22年3月18日(木)
 (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

	受付場所 ・送付先	受付期間	受付時間等
持 参	山梨県内 各警察署	平成22年3月24日(水)から 平成22年4月23日(金)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分 まで
	山 梨 県 警察本部 警務課	平成22年3月24日(水)から 平成22年4月23日(金)まで (土曜日、日曜日を除く。)	
平成22年3月24日(水)から 平成22年4月23日(金)まで		平成22年4月23日(金)までの 消印のあるものに限り受け付ける。	
インターネット		平成22年3月24日(水)から 平成22年4月16日(金)まで	平成22年4月16日(金)の午後 5時15分までに受信したものに限 る。〔期間中随時受付〕

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成22年5月9日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで	甲府市内 (試験会場は、決定次第、山梨県 ホームページ等に公表するととも に、受験票に明記して受験者に通 知する。)
第2次試験	平成22年5月30日(日)、31日(月)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定す る。)
第3次試験	平成22年7月5日(月)、6日(火)	甲府市内 (第2次試験合格通知書で指定す る。)

5 試験方法

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	教 養 試 験	40点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学で履修した程度の筆記試験を行う。五肢選択式により50題出題する。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈
	資 格 加 点	武道 5点 英語 5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う。
第2次試験	身 体 検 査	—	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて検査を行う。
	体 力 試 験	20点	職務遂行上必要な体力について実地試験を行う。 ・ 文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。 【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（往復持久走）、立ち幅とび ・ (財)日本体育協会が定める運動適性テスト実施要綱に基づき、一定の基準を満たすか否かについて実施する。 【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
	人 物 試 験 II	20点	社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。
第3次試験	第1次試験日に実施		
	論 文 試 験	20点	理解力、思考力、構成力、表現力等について文章による試験を行う。
	第2次試験日に実施		
	人 物 試 験 I	50点	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かについて適性検査を行う。
人 物 試 験 II	社会性、積極性、表現力等について個別面接を行う。		
身 体 検 査	—	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、医師による検査を行う。	
資 格 調 査	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

(1) 身体検査の項目等は、別掲のとおりとする。

(2) 論文試験は第1次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点することとする。

なお、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

(3) 人物試験Iは第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ判定することとする。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

- 第1次試験合格者発表 平成22年5月14日(金)
- 第2次試験合格者発表 平成22年6月11日(金)
- 最終合格者発表 平成22年7月23日(金)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに合格者に書面で通知する。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の給料月額(初任給)は、大学卒の場合204,500円(平成22年4月1日現在。減額措置後200,410円)である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。給料月額(初任給)は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用日から平成23年9月30日までの間は、給料月額の2%が減額されて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。
- (3) 詳細は、「平成22年度山梨県警察官A採用試験(第1回)案内」による。

別掲 身体検査項目

検査項目		基 準	
		警察官A(男性)	警察官A(女性)
第2次試験	身長	160cm以上であること。	155cm以上であること。
	体重	47kg以上であること。	43kg以上であること。
	胸囲	78cm以上であること。	_____
	関節及び五指の運動	職務遂行上支障がないこと。	職務遂行上支障がないこと。
第3次試験	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は両眼とも矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	職務遂行上支障がないこと。	
	聴力	正常であること。	
	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	